

平成27年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 6-2-5 生活保護事業

【予算反映等改善事項】

生活保護法は、憲法第25条によって保障される「生存権」を実現するための制度のひとつとして制定されています。その基本理念として「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」ことが規定されており、この自立の助長は、最低限度の生活の保障とともにこの制度をつらぬく大原則となっています。

被保護世帯・人員については、社会情勢等により変化するところですが、現在は高齢者を中心とする世帯の割合は本市でも約半分を占めており、今後も増加することが予想されます。こうした状況から、計画的な定期訪問等を通じての年金受給指導や扶養義務者との交流状況の確認等を実施し、世帯・人員の実態を把握してきているところです。

また、就労・自立促進の取組みとして、稼働能力や就労意欲のある受給者に対し、福祉事務所の生活保護就労支援員とハローワークが連携して就労支援を行う「被保護者就労支援事業」を実施し、今年度は、1月末現在で就労による自立廃止が7名、就労に結び付いた人が25名ありました。

さらに、受給者の健康生活管理を行うために市保健センターや県保健所と連携して同行訪問を実施する等、関係機関と個々の事情に応じた支援を実施しているところです。

今後も、世帯や人員の自立に向け、支援を積極的に行ってまいります。